

日時：平成 26 年 11 月 26 日（水）13 時 00 分
場所：農林水産省 第 2 特別会議室

水産政策審議会第 68 回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第68回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成26年11月26日（水）13時00分

閉会 平成26年11月26日（水）15時11分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 亀岡洋一 川崎一好 鈴木徳穂 長屋信博
三木奈都子 山川 卓

特別委員 安部敏男 大久保照享 加澤喜一郎 川越一男
佐矢 隆 高橋健二 千葉康則 長元信男
野村義也 濱田武士 本間新吉

3 水産庁側出席者

枝元資源管理部長 長谷増殖推進部長 菅家企画課長
提坂管理課長 國井国際課長 太田漁場資源課長
黒萩資源管理推進室長 廣野指導監督室長
藤田沿岸・遊漁室長 生田増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	2
	【諮問事項】	
	諮問第 245 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	3
	諮問第 246 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案について	1 5
	諮問第 247 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について	1 8
	【審議事項】	
	資源管理指針の一部改正について	2 0
	【報告事項】	
	① 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	2 3
	② 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	2 4
	③ 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	2 5
	【その他】	3 6
3	閉 会	3 6

○管理課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第68回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日の事務局を務めさせていただきます管理課長の提坂と申します。どうかよろしくお願いたします。

本日の会場は委員の皆様方の前にマイクが設置されてございません。御発言の際には事務局でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただきましてマイクを受け取ってから、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用いたします同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日は資源管理分科会委員9名中、現時点で5名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございますが、まず、議事次第がございます。その後に資料一覧がついてございます。

続きまして、資料2以降が諮問事項となっておりますが、諮問事項に関する資料でございますが、資料2につきましては諮問文1枚紙の次に別紙といたしまして、新旧対照表、横長の厚みのあるものがついてございます。基本計画の検討等についてという資料になってございます。資料2-1は平成26年と27年のTACの配分総括表（案）ということで、横長の1枚紙となっております。資料2-2は26年のTACの配分総括表（案）ということで2枚つづりの資料でございます。次に、資料2-3、こちらは26年のTAC期中改定案についてという1枚紙になってございます。さらに資料2-4、こちらは27年TAC設定のポイント（案）ということで、1枚紙でございます。次いで、資料2-5、27年TACの配分総括表（案）ということで、1枚紙でございます。それから、資料2-6、27年漁期のまじ及びびまいわしのTAC案について、こちらは2枚紙でございます。2枚つづりになってございます。それから、資料2-7、TAEについてという資料で2枚組になってございます。さらに資料2-8といたしまして、26年度の我が国周辺水域における資源評価について、縦長の厚みのある資料になってございます。

最後に、参考資料といたしましてTAC期中改定の基本ルール、2枚紙が添えてございます。

続きまして、資料3でございますが、こちらはいわゆる指定省令の一部を改正する省令案についてということで、諮問文概要ペーパーが各1枚ずつ、それから省令の新旧対照表と省令案の4つがセットになってございます。

それから、資料4でございますが、こちらは漁業法に基づきます小型捕鯨業の公示についてということで、諮問文に説明資料等がセットされた5枚組になってございます。

以上が諮問事項に関する資料となっております。

さらに、その審議事項ということで、資料5を御用意させていただいております。資料

5-1、こちらは資源管理指針の一部改正の概要ということで4枚紙になってございます。それから、資料5-2といたしまして、指針の変更新旧対照表ということで幾分か厚みのあるものになってございます。さらに資料5-3といたしまして、資源管理指針の一部改正案、こちらが溶け込み版ということで配付させていただいております。

資料6以降は報告事項になりますが、まずは資料6、指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、3枚組の資料になってございます。

それから資料7といたしまして、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について、こちらは2枚組の資料となっております。

最後に、資料8といたしまして、漁業構造改革総合対策事業の進捗状況についてという資料で、こちらは8枚組になってございます。

本日、大変資料が多くなってございますけれども、漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は足元の悪い中、お集まりくださいますありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思っております。

本日は、諮問事項が3件、審議事項が1件、報告事項が3件でございます。このように本日は御検討いただく議題がたくさんございますし、またこの分科会の後に次の御予定がある委員さんもいらっしゃるかと伺っておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の諮問事項、諮問第245号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですけれども、御検討いただく内容が26年漁期（今漁期）のスケトウダラ及びマアジのTACの期中改定と、27年漁期（来漁期）のマアジ及びマイワシの当初TACの設定、それから27年のTAEの設定の3つに大きく分かれております。従いまして、一つ一つ進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、26年漁期のスケトウダラ及びマアジのTACの期中改定について、事務局から資料の説明をよろしくお願い致します。

○管理課長 管理課長の提坂でございます。

それでは、諮問第245号につきまして、私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。諮問文をまずは朗読させていただきます。

26水管第1736号
平成26年11月26日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第245号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料2-1を御覧ください。

今回の諮問でTACに関係するところを黄色くマークしておりますが、まず26年漁期におけるスケトウダラ太平洋系群及びマアジのTAC期中改定について御説明をさせていただきます。

次に、1つ飛びまして資料2-3を御覧ください。

スケトウダラ太平洋系群につきましては、独立行政法人水産総合研究センターが本年行いました資源の再評価におきまして、ABCが当初の計算よりも増加したということを受け、TACを改定するというございます。

これは、参考資料、資料2の束の一番末尾に添付してございますものでございますが、それでお配りしておりますTAC期中改定の基本ルールにおけますケース1に該当するものでございます。

資料2-3の一番下に太平洋系群が記されておりますが、左側の部分に今漁期当初のTAC設定の前提となりましたABCが黄色で、さらにその資源の再評価後のABCが緑で示されてございます。太平洋系群のABCは当初15万7,000トンと算定されてございまして、TACは過去のTACと同数の17万1,000トンということにございまして、直近の資源の再評価によりましてABCが21万トンとなりました。よって、今回の期中改定におきましては、再評価後のABCと同じ21万トンにTACを変更するというものでございまして。

TACの配分につきましては、1つ戻っていただきまして、資料2-2でございますが、資料2-2の3ページ、日本地図が記載されてございますページを御覧いただきたいと思っております。

地図の右側に太平洋海域の配分を示してございますが、TACが21万トンに増えた結果といたしまして、大臣管理分は10万1,000トンから12万3,000トン、北海道知事管理分が6万8,000トンから8万5,000トンとなります。

以上、スケトウダラ太平洋系群についての御説明を申し上げましたが、資料2-2の1ページ、2ページには太平洋系群と他の海域を含めましたスケトウダラ全体の配分を示してございます。

26年漁期のスケトウダラ太平洋系群のTAC期中改定につきましては以上でございます。

それから、続きまして26年漁期のマアジのTAC期中改定について御説明申し上げます。参考資料のTAC期中改定の基本ルールを御覧ください。

期中改定は、先ほどのスケトウダラのように資源の再評価に基づくもののケース1の他、ケース2といたしまして、漁場形成に応じた配分量の調整に伴うTACの改定というものを定めてございます。都道府県に対しますTACの当初配分は過去の漁獲実績に応じて行われるわけでございますけれども、特に浮魚資源を対象といたします県知事管理漁業につきましては、その年の漁場の形成具合によって漁獲が大きく変動するということがございます。このため、漁期の後半におきまして実際の漁獲状況に応じて追加配分を行う仕組みをかねてより設けておるところでございます。

資料2-2の4ページ目、縦長になってございますページを御覧いただきたいと思っております。

本年、島根県におきましては、中型まき網によりますマアジの漁獲が6月以降非常に好調でございまして、特に9月、10月には2カ月続けて6,000トン超の漁獲がございました。グラフにお示ししてございますとおり、これまでの漁獲状況に加えまして近年3年間、平成22年から24年になりますけれども、その漁獲実績を踏まえて今後の漁獲の伸びを推計いたしますと、本年は最終的には4万5,500トン程度の漁獲量が見込まれるところでございます。本年の島根県へのマアジの当初配分は3万8,000トンということになってございますので、今回8,000トンを追加配分いたしまして4万6,000トンとするものでございます。

なお、他の県につきましては、漁獲実績が配分に迫るといった状況にはございませんので、変更は行いません。

同じページの下を表を御覧いただきたいと思っております。

本年9月までのマアジの漁獲実績でございますけれども、緑色の部分ですが、大臣管理漁業と都道府県管理漁業合わせまして10万トン程度となっております。TAC22万6,200トンの半分以下となっております。年末の漁期末でございますけれども、漁期末までの漁獲量を10月以降の過去最大値から見込みましても、右下の黄色い枠内に示しましたとおり、日本全体で15万トン程度というふうに予想されます。よって、今

回、島根県に8,000トンを追加配分いたしましても、本年の漁獲量の総計は当初TACの22万6,200トンの枠内に十分おさまるといことから、今回の期中改定に伴う資源上の問題は無いものと考えているところでございます。

なお、本年2月の資源管理分科会におきまして御報告いたしましたとおり、島根県におきましては平成25年漁期においてマイワシの漁獲量が県への配分を超過いたしました。このため、水産庁より島根県庁に対しまして漁獲の管理強化についての指導を行ったところでございます。今後、島根県は漁獲情報の的確なモニターと関係漁業者への指導に努めるということで、また県下の中型まき網漁業者におきましては、季節ごとの漁獲目標を設定するなど、管理の強化に努める旨の報告を受けておるところでございます。

水産庁といたしましては、このような対策が講じられたということを経験といたしまして、今回、島根県に対するマアジの期中改定を行うということにした次第でございます。

26年漁期のマアジのTAC期中改定につきましては以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、魚種別に分けて順番に御議論いただきたいと思っております。

まずは、スケトウダラについて、資源再評価結果に基づくTACの改定ということですが、何か御質問、御意見等ありましたら発言をよろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、御意見ございませんでしたら、次にマアジにつきまして、漁場形成に応じた配分量の調整に伴うTACの改定ということですが、御質問、御意見等ございましたら発言をよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

では、御意見ございませんでしたら、26年漁期のTACの期中改定につきましては原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、27年漁期のマアジ及びマイワシのTACの設定について御議論いただきますけれども、毎年この時期に我が国周辺海域における主要な水産資源の最新の資源評価の結果を御説明しておりますので、その点も含めまして事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、明年1月から管理期間が始まりますマアジ及びマイワシの平成27TACの設定及び配分につきまして御説明申し上げます。

なお、今回は水産総合研究センターによって行われました我が国周辺水域における主要な水産資源に関する資源評価の公表後、初めての資源管理分科会ということでございますので、具体的なTAC数量を御説明する前に、最新の資源評価の結果につきまして、漁場資源課長から御説明を申し上げます。では、よろしく申し上げます。

○漁場資源課長 漁場資源課長の太田でございます。

資料は2-8でございます。「平成26年度 我が国周辺水域の資源評価」についてと書かれた資料を御覧ください。

よろしいでしょうか。毎年、水産庁は独立行政法人水産総合研究センターを代表とする共同実施機関、これは大学とか都道府県の水試とかも入った機関でございますけれども、ここに委託をしまして、我が国周辺水域における主要な水産資源の資源評価を行っております。

対象種はTACの対象種を含む52魚種84系群となっております、今年の7月から9月に外部有識者や関係者との議論を経て取りまとめまして、先月の31日にプレスリリースを行っております。水産庁のホームページにも、その結果を掲載しております。かつ、TAC魚種につきましては国民からの意見を聴取するためにパブコメを実施するとともに、10月1日及び2日に水産庁の7階講堂で全国資源評価会議を開催して関係者の御意見をお聞きしております。

平成26年度資源評価の概要でございますけれども、52魚種84系群のうち、高位のものが若干増えたのですけれども、低位のものも増えたということで、1ページめくっていただきまして、グラフが2つ載っておりますが、上のほうが低位、中位、高位の推移を示したグラフでございます。一番右を見ていただければわかりますけれども、低位も増えて高位も増えて、その分中位が減ったということでございます。

それで、下のほうのグラフを見ていただきますと、低位が約半分になっておりまして、高位が約17%、中位が33%ということで、主要な魚種をここに書いておりますが、ちょっとその次のページに行ってくださいまして、その次のページが52魚種84系群の状況を示した一覧表でございます。

各魚種、各系群ごとに平成25年度と平成26年度でどういうふうに変ったかということを示した表でございます。全部説明している時間ございませんので、左上の緑色になっている、これがTAC魚種でございます、この中でちょっとかいつまんで御説明いたしますと、マアジの太平洋系群につきましては昨年は低位減少でございましたが、今年は中位に回復したということでございます。マサバの太平洋系群は去年中位増加で、今年、低位増加になっておりますが、これは中位と低位の境界を親魚の資源の量で判断しておりまして、今年は一時的に親魚の資源量が減ったために低位に入っておりますけれども、全体的な資源量は増加しておりますので、今後の推移としてはそれほど心配することがないというふうに認識しております。

それと、下のほうに行きまして、ズワイガニの太平洋北部系群でございますが、これは中位が低位となっておりますけれども、これは震災でしばらく漁業を行っていなかったにもかかわらずズワイガニの資源が一向に増えないということで、タラによる食害等いろいろ理由が取り沙汰されておりますけれども、漁業以外の理由でこれは減っている状況でございます。引き続き資源の状況を注視していきたいと考えております。

それで、後ろのほうに、次のページから資源評価票のダイジェスト版というのを付けて

おりますけれども、これはT A C魚種についてそれぞれのダイジェストを表したものでございます。今日は全部説明する時間はございませんので、とりあえず今日のT A Cの設定の対象となっておりますマイワシとマアジについて、かいつまんで御説明したいと思います。

5 ページでございますが、マイワシの太平洋系群の資源評価票のダイジェスト版でございます。マイワシにつきましては、皆様御存じのとおり、下の2つのグラフがございませけれども、左のグラフを見ていただければわかりますように、一時期非常に何百万トンという数量、漁獲が上がっていたわけでございますけれども、その後、非常に漁獲が低迷しております。ただし、右のグラフでございますが、これは96年以降拡大したグラフですけれども、2000年に入ってから漁獲量は徐々に増大しております。

1枚めくっていただきまして、資源の状況でございますが、動向としては増加傾向で、水準としては中位というふうに判断しております。その下に6つのグラフがございませけれども、左側が全体の資源量をあらわしたグラフですけれども、これは76年からなのでちょっとわかりにくいので右側に拡大したグラフを書いておりますけれども、御覧のとおり2008年以降、資源が大きく増えておりまして、状態としては中位、傾向としても増加傾向というふうに考えております。

それで、その結果、下の管理方策の表がございませけれども、A B Cのシナリオといたしましては、1つは現状の漁獲圧の維持というものと、次のページに飛びませけれども、親漁量の維持ということでございませ。

すみませ、行き来して申しわけないのですけれども、6ページに戻っていただきまして、現状の漁獲圧の維持というのは、その名のとおり今のとおりに獲ればということなんですけれども、この場合はA B Cは18万3,000トンというふうに計算されると。その下の段は、それを若干予防的な措置として0.8掛けた数字を出しております。

次のページは2つ目のシナリオの親魚量の維持ということで、現在の親魚の量を維持しながら漁獲の増大を可能とするような計算をしておりまして、この場合ですとA B Cは28万3,000トンになるということでございませ。その下に書いてありますのは、その予防的措置でございませ。

というのがマイワシの太平洋系群の資源の評価の結果でございます。7ページの下の方のグラフは今後のシミュレーションとして、こういうシナリオでやったときにどういふふうに漁獲量や資源量が変わっていくかということを示した表でございませけれども、説明は割愛させていただきます。

次に、9ページに行ってくださいまして、今度は同じマイワシですけれども、対馬暖流系群の資源評価の結果でございます。これは下の2つのグラフがございませけれども、これも同じように70年代から80年代、90年代にかけて非常に多くの漁獲量が上がったわけでございますけれども、その後低迷しております。ただし、右の拡大の2000年以降のグラフを見ていただければわかりますように、近年漁獲が増大傾向にございませ。

1 ページめくっていただきまして、資源状況は増加傾向で水準は中位というふうに判断しております。下に6つのグラフがございますけれども、特に左側の上から2つ目のグラフを見ていただければわかりますけれども、これは近年の資源量の状況を表したものでございますが、黒い丸が示すように資源は増大傾向にございます。

そういうことで、次のページに行ってくださいまして、11ページでございますが、ABCのシナリオといたしましては3つのシナリオを示しております。1つは親魚量の増大ということで、2つ目が現状の漁獲圧の維持、3つ目がさっきも御説明しましたけれども、親魚量を維持しながら漁獲量の増大を図るという3つのシナリオ、それに1つずつに予防的措置というシナリオを足しております。最も保守的な親魚量の増大というシナリオの場合は、右側にありますようにABCは7万3,000トン、現状の漁獲圧の維持ということだと上から3つ目の8万8,000トンで、親魚量を維持しながら漁獲量の増大を図るというシナリオであれば14万1,000トンというABCが計算されております。

あと、グラフを書いておりますけれども、同様にシミュレーションとして今後どう変わっていくかということを示したグラフでございます。

次に、足早ですみませんけれども、13ページに行ってくださいまして、今度はマアジの太平洋系群の資源評価の結果でございます。一番下に漁獲量の推移を示しておりますけれども、90年代にかなり大きな漁獲量がございましたけれども、近年はそれに比べると低水準に陥っているという状況でございます。

次のページでございますけれども、資源状況といたしましては中位で、動向としては横ばいと。これはさっきも御説明しましたけれども、去年は低位減少であったものが、今年は若干改善して中位の横ばいということになっております。

3つグラフがございますけれども、左上が全体の資源量をあらわしたグラフでございますけれども、資源量が減った後、近年は横ばい、やや増加という感じで推移しております。下のほうは親魚のほうの資源量でございますけれども、最近5年間を見ると横ばいか、やや増加傾向という感じで推移しております。

そういう状況を踏まえまして、ABCといたしましては、これも3つのシナリオを用意しております、1つは親魚量の増大、2つ目が現状の漁獲圧の維持で、3つ目が親魚量の維持を図りながら漁獲量の増大を図るということで、それぞれ親魚量の増大の場合はABCは右のほうに書いておりますけれども2万2,600トン、現状の漁獲圧の維持の場合は2万6,200トン、親魚量の維持の場合は2万7,400トンという形になっております。

次のページに行きまして、同じようにそれぞれのシナリオにおける今後の資源量や漁獲量の推移をシミュレーションしたものを掲載しております。

次に、17ページに行ってくださいまして、マアジの対馬暖流系群でございます。これも左下に漁獲の動向が示してありますけれども、近年は比較的安定的に漁獲量が推移しております、資源密度指数自体は若干上昇傾向にあるということでございます。

次のページ、18ページでございますけれども、資源状態としましては動向としては横ば

い、水準としては中位というふうに考えております。3つグラフがございますけれども、左上の資源量のグラフは動向としては横ばい、やや最近、上昇傾向にあるかなという程度でございます。右下の親魚量のやつは10年ぐらいで見ますと若干減少傾向ですけれども、最近5年間で見ると横ばいか、やや減少という感じだと思っております。

こういう状況を受けまして、管理方策としましては資源量の増大と現状の漁獲圧の維持と親魚量の維持という、同じように3つのシナリオを提示しておりまして、資源量の増大の場合は右に書いていますようにABCは15万トン、現状の漁獲圧の維持の場合は18万2,000トン、親魚量の維持の場合は20万3,000トンというABCが計算されております。

19ページ、同じようにそれぞれのシナリオにおきまして、漁獲量と資源量はどのように変化していくかを推定したものでございます。

まとめでございますけれども、ただいま御説明しました4つの魚種は、基本的に現在の漁獲圧が課題になっているということはございませんで、漁獲量を若干増やしても親魚は維持できるという、大体そういう結果になっております。

以上です。

○管理課長 それでは、引き続きまして、27年漁期のTACの説明をさせていただきたいと思っております。TACの設定についての御理解を賜りますために、まず資料2-4、27年漁獲可能量設定のポイントを御説明いたします。

27年漁期におきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に定めます理念、方法等に基づきまして、基本的に26年漁期と同様の考え方でTACを設定いたしたいと考えてございます。

具体的には、資料2-4にお示ししてございますとおり、まず1点目としてTACの設定につきましては、漁業の経営事情を勘案しつつ、ABCを可能な限り超えることの無いようにすること。2点目といたしまして、TACを設定する時期につきましては、より直近の資源動向等を踏まえて設定することといたしまして、各魚種ごとにTACの管理期間が開始される直前にそれぞれ設定するという。3点目といたしまして、資源の将来予測等には精度の限界があるということ踏まえまして、新たな資源評価結果や浮魚資源の漁場形成状況を踏まえながら期中改定を行うということ。4点目といたしまして、主たる生息水域が外国水域にある資源につきましては、来遊状況が良好な場合に対応できる数量といたしまして、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定するという。これらに留意しながら、それぞれの魚種につきましてTACを設定していきたいと考えておるところでございます。

27年漁期のTACに関しまして、まずはマアジから御説明申し上げます。

資料2-6の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。

マアジにつきましては、中期的管理方針におきまして、太平洋系群については資源水準の維持を基本方向といたしまして管理を行うものとする。対馬暖流系群については大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共

和国等においても採捕が行われているということから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持、もしくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取り組みの推進を図るものとするとしておるところでございます。

この方針に即しましたABC limitといたしましては、同じページの下段の表のとおり、複数算定されてございますが、このうち太平洋系群及び対馬暖流系群ともに③の親魚量の維持のシナリオを採用いたしますと、太平洋系群は2万7,400トン、対馬暖流系群は20万3,000トンとなります。ただし、対馬暖流系群のABCにつきましてはTAC算定のベースといたしまして、従前より我が国200海里以内の数量を括弧内に示してございます。この数値につきましては、26年までは全漁獲量に対する我が国漁獲量の割合をもとに算出していたところでございますが、27年漁期からはスルメイカと同様に外国漁船による漁獲量を差し引くという方向に改めることといたしました。

よって、資料2-6の2ページ目にありますとおり、韓国の直近5年平均の漁獲量1万8,000トン全体をABCから差し引いた18万5,000トンを日本EEZの値とさせていただきます。

マアジのTACにつきましては、ABCと等量とするの方針にのっとりまして、太平洋系群のABC2万7,400トンと、ただいま御説明いたしました対馬暖流系群の18万5,000トンを合計いたしました21万2,400トンということになります。

TACの配分につきましては、ちょっと戻ってすみません、資料2-5を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目のとおり、大臣管理漁業分は8万7,000トンとなりまして、関係都道府県の知事管理漁業分につきましては、2ページ目の表にそれぞれ記載した数字ということになります。

以上がマアジについての御説明です。

次に、マイワシについて御説明申し上げます。

すみません、行ったり来たりして申しわけないですが、資料2-6の3ページ目を御覧ください。

マイワシにつきましては、中期的管理方針において、太平洋系群については資源水準の維持、もしくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持、もしくは増大することを基本に我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとするとしておるところでございます。

この方針に則しましたABC limitといたしましては、太平洋系群及び対馬暖流系群とも親魚量の維持というシナリオを採用いたしまして、太平洋系群は28万3,000トン、対馬

暖流系群は14万1,000トンということで、合計は42万4,000トンとなります。そこで、TAC数量はABCと等量の42万4,000トンということになります。

漁獲可能量の配分につきましては、また資料戻っていただき恐縮ですが、資料2-5を御覧ください。

1ページ目のとおり、大臣管理漁業分は22万3,000トンでございまして、関係都道府県の知事管理漁業分は、2ページ目の表のほうにそれぞれ記載いたしました数値ということになるところでございます。

以上、長くなりましたけれども、27年漁期のTACの設定及び配分を説明させていただきました。

なお、今回のマアジ、マイワシのTAC案につきましては、10月3日にTAC設定に関する意見交換会を公開で行いましたところですが、TACの数値に関する意見はございませんでした。

また、パブリックコメントにつきましても実施しておりますが、今回沖合底びき網組合の関係者からスルメイカについて、26年漁期のTAC期中改定を行うべきという意見が3件寄せられたところでございます。

この点につきましては、10月末現在のスルメイカのTAC消化率が沖合底びき網漁業で32%、それから大臣管理分で18%、都道府県の知事管理分を含めた全体でも14%ということになってございますことから、現時点におきまして期中改定を行う状況にはないということでございますが、スルメイカの漁期はまだ3月までございます。そこで、今後とも漁獲の状況を注視していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、まず太田漁場資源課長から御説明のありました資源評価について、何か御質問等がございますでしょうか。なお、27年漁期のマアジ及びマイワシのTACの設定につきましては、後ほど御議論いただきたいと思います。まず資源評価についてですけれども。

加澤委員。

○加澤特別委員 全さんまの加澤です。

ただいまのマアジ、マイワシの件なんですけど、実は今、漁期後半を迎えています。よろしいですか、サンマの話に関してなんですけど、実は今期漁期始まりましてから、あれは9月ごろですか、来年にサンマの27年度TAC設定に当たり、北太平洋の調査結果から資源がちょっと芳しくない、状態が悪化しているような話から、ひょっとすると大幅なTACの減トンというような、ちょっと話があったんですけど、それで今これは漁期終盤を迎えていますけど、それに相反して実は今年は、去年までは日本海系の来遊が非常に危惧されるほど少ない状態でもあって、この間も前段の会議でもあったとおり、漁獲も全さんまで14万トンぐらいのまれに見る低さだったんですけど、実は今年は一気に来遊が増えていまして、

型もものすごいいい型で、今11月、もう後半なんですけど、昨日でもう24万、平準化のための漁獲制限、操業規制をやりながらもやっているんですけど、昨日現在で21万トンを超えているような状態で、あと、非常に今の時期にしては型がすごいいいというような状態なんです。

ですから、本当に、それとあと加えて、サンマというのは本当に秋の商材として生鮮向け、加工、あと輸出等を含めて非常に確固たる需要、必要な数量がありますので、並びにあと、やはりサンマ漁業に関しては、この漁船漁業者ばかりじゃなくて北海道、東北、銚子まで、かなり依存している浜の町の経済にもかかわってくるものですから、そこら辺を踏まえてTAC設定を考えてほしいということ強くお願いしたいと思ひまして。あと、並びに、すみません、これはどうかかなと思ひたんですけど、要は問題になっている外国船の台湾船、昨今、中国船とか海上でちょっと無秩序な操業をされていて、今年の2月、実は台湾の漁業者に会いに行きまして、非常にそこら辺を我々は危惧しているということで、TAC管理しながらお互いにこの資源を守っていこうじゃないかという話で、彼らは全くそこら辺、意に介さないような話でちょっと呆れたものですから、結局、我々国内の漁業者だけTACではめられて、彼らに全然やらないとなった場合、これは大変な本末転倒な話ですので、本当にそこら辺も加味してお願いしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 貴重な御意見ありがとうございます。サンマのTACの設定時期は5月ということですので、まだもうちょっと先の話ですけども、貴重な御意見として承ったということですのでよろしいでしょうか。

他に御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

では、特にございませんでしたら、次に27年漁期のマアジのTACの設定について、御意見、御質問等ございましたら発言をよろしくお願ひいたします。

濱田委員。

○濱田特別委員 TAC設定に直接意見というわけではなくて、資源評価のところでもっとお伺ひしたいです。

対馬暖流系群は、どうも今年は獲れているんですけども、とても小さいサイズが大半を占めているというふうにお伺ひしていますので、その辺が資源評価の段階でどういうふうに扱われたのかだけ、もしここで情報お持ちでしたらお聞きしたいと思ひています。

○山川分科会長 太田漁場資源課長、よろしいでしょうか。

○漁場資源課長 資源評価に際しましては、当然年齢別の漁獲尾数や資源量というのも踏まえて計算しておりますので、そういうような年齢別に去年と比べてどう変わったかみたいなことも踏まえた形で、こういう結論に至ったというふうに理解しております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にマアジにつきまして、TACの設定について御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

では、特にございませんでしたら、次にマイワシについて御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

三木委員。

○三木委員 教えてください。対馬暖流系群のほうで、これはマアジと同じく中期的管理方針のほうに「関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ」という文言があります。マアジのほうはさっき韓国のほうの量を勘案してという括弧の数字が入っていたと思うんですけれども、マイワシのほうは中国、韓国の漁獲はどういう状況なんでしょうか。

○山川分科会長 提坂管理課長。

○管理課長 対馬暖流系群が主に分布いたします日本海側のマイワシでございますけれども、こちらの分布につきましては日本側にかなり寄っています。このため漁獲のほとんどは日本漁船によるものと考えられますことから、これまでも韓国の漁獲を差し引いて日本のTACを計算するというはやっていないところでございます。

○三木委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

では、他に御発言がなければ、27年漁期のマアジ及びマイワシのTACの設定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、最後に27年のTAEの設定について事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○管理課長 続きまして、漁獲努力可能量、いわゆるTAEに係る部分の説明をさせていただきます。

資料2-7を御用意ください。

資料2-7の1ページ目、漁獲努力可能量制度について御覧ください。TAE制度につきましては、TAC制度と同じ海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定されました漁獲努力量の総量管理制度となっております。管理にかかります手続はTAC制度と同様でございます。第2種特定海洋生物資源ごとに漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めておるところでございます。

また、TAEは採捕行為そのものを規制するものでございますので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されるということになりますことから、期間、海域を定めて管理をすることにしてございまして、TAEで管理する漁獲努力量は統一的に操業隻数と操業日数の積に当たります操業隻日数で管理することとしてございます。

漁獲努力可能量の設定につきましては、資源状況を踏まえまして資源の回復を図ることが必要な魚種を対象として、減船、休漁、保護区の設定など漁獲努力量削減措置が行われます場合に、その効果の阻害となりますような漁獲努力量の増加を抑制させるために行うということにしておるところでございます。

従前は資源回復計画と連動して運用してきましたが、資源回復計画の取り組み自体は23年度から導入されました資源管理収入安定対策のもとでも基本的には継続されておるところでございます。これまで、T A Eを設定してきました8魚種について、引き続きT A Eを設定するという事になってございます。

なお、平成27年のT A Eにつきましては、年次を更新した以外、平成26年と同内容となっております。詳細は2ページ目以降に記載のとおりとなっております。

諮問第245号に係ります説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、御意見等ございませんでしたら、27年のT A Eの設定につきましては原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がございませんようですので、そのように決定いたします。

これで今回御検討いただきます諮問第245号については一通り御議論いただいたところですが、他に御発言がなければ諮問第245号については原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

○川越特別委員 先ほどスケトウダラとマイワシですか、期中改定が行われるという中で、そういう中、スルメイカについても非常に資源の再評価でA B Cが増加をしている、その点で先ほどそちらのほうからT A Cの消化率がまだ低いというようなことで期中改定は行わないというような回答があったわけですが、そういう中、やっぱりA B CとT A Cの関連性を考えるなら、当然スルメイカ、特に沖底びきの部分についての増枠も必要ではないかというふうに私どもは考えるわけですが、当然今年スルメイカの状況を見ても、スルメイカの漁獲量が少ない、当然加工業界は非常に困るというようなことで、I Q枠も7万トンから1万5,000トン増枠したというようなことがある中で、非常に今スルメイカというのは水温の分布で漁場漁獲動向が変動するというようなことがあって、スルメイカは3月までというような期間がある中で、今非常に底びき、それから北海道周辺における底びき、東北沿岸における底建て等々で非常にスルメイカの盛漁があるという中、当然資源評価も再評価で増えているというならば、当然スルメイカの期中改定もやったらどうかというふうに私どもは思いますが、いかがですか、そこらの見解について。やはりあくまでもT A Cの消化率が低いから見直しはしないという見解ですか。

○山川分科会長 ありがとうございます。これにつきまして、堤坂管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 スルメイカにつきましては、御指摘のとおり冬季の発生群、それから秋季の発生群ともかなり増えているということは事実かと思えます。ただ、先ほどの御発言の

中にもございましたようにABCとTACの関係ですが、基本はABCイコールTACということを書き上げましたけれども、ABCの枠内でTACは設定するということが原則と考えてございます。

そこで、ABCが増えたからといってTACを即改定ということにはしていないところがございます。先ほどの説明の中でも申し上げたとおり、現時点ではまだ漁獲の消化率そのものがかなり低いということが言えようかと思っておりますので、現段階ではまだ考えておりません。ただし、今後の漁の状況、それは十分注意して見守る必要があると考えておるところでございます。

○川越特別委員 では、そこらの今後の動向を見て、それは考えるということですか。考慮するということですか。

○管理課長 漁獲の状況、消化率の状況を踏まえて考えていくことになろうかと思っております。

○川越特別委員 そういう見解は、どの魚種でもそういう見解で、TACの期中見直しについてはそういう見解であるということに理解しておけばいいですか。

○管理課長 基本はそういうことでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○川越特別委員 よろしいでしょうかと申して、はいというふうになかなか私どもは引き下がるわけにはいきませんが、いろんな資源管理のことを考えていろんな評価とかいろんな話を踏まえたときには、やはりそういう業者の期待値ですか、そういうものがあるならば当然そこは考慮すべき話ではないかなと。それで、そういうふうにならぬ業者だけの話でない、陸上関連業者も非常に困っていると、加工業界だって困っている、そこに期待している部分が足りないというところにそういう期待値が込められた部分があれば、当然そういうルールの中でABCイコールTACか近いものにする、何もTACオーバーをしてとるといふような意味合いはございません。それなら、やはりそこは一考慮すべきではないかなというふうに思っておりますので、今の返答を賜っておきます。

○山川分科会長 では、今後動向を注視していくということで、よろしく願いいたします。

では、他に御発言がございませんでしたら、諮問第245号については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第246号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案について」、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の藤田でございます。

資料3を準備していただけますでしょうか。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案の御説明でござい

ます。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

26水管第1607号
平成26年11月26日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について（諮問第246号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する条例を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第2項及び第65条第6項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

1枚めくっていただきまして、そこに説明文がついておると思います。これに基づいて御説明申し上げます。

今回お諮りする改正は大きく4点ございます。

1点目でございます。制限条件の見直しに伴う改正でございます。これは農林水産大臣が指定漁業ですとか特定大臣許可漁業の許可に付す制限条件につきまして、個々の漁業種類について類似の規制がなされている部分がございます。そういう内容を整理し、改めて省令に規定をするものでございます。また、これに伴う許可証の書換交付等の手続規定も整備をさせていただきたいと考えてございます。

2点目でございます。遠洋底びき網漁業に係るロシア水域内でのロシア法令の遵守規定の廃止でございます。これは平成12年に規定されたものでございますけれども、今回の制限条件の見直しによりまして、省令の中に外国の区域で操業する場合には、その外国の漁業関係法令を遵守しなければならない旨の規定を規定するために不必要となるということで削除するものでございます。

3点目は指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の第75条の2に関するものでございます。指定漁業者以外の漁業者につきましても、例えば日韓漁業協定に基づく相互入会がございますけれども、そういう韓国政府の入漁許可を得て、例えば外国の韓国の区域で操

業する際に、その国の法令遵守義務を指定漁業者以外の者についても整備をするという規定でございます。

4点目は、その他といたしまして、常用漢字や送り仮名に関するものなど、用語の適正化を図る改正でございます。

最後に改正の施行期日でございます。1点目で申し上げましたこの許可証の書換交付等の手続規定につきましては交付日から、その他の規定につきましては来年3月3日を予定してございます。

また、この省令改正案につきましては、先ほどのTACの基本計画と同様にパブリックコメントを実施させていただいておりますけれども、御意見は寄せられておりませんので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

川崎委員。

○川崎委員 すみません、お話が上手過ぎてよく理解できなかつたんですけれども、私も知事許可の中でやっている漁業があって、外国へ行っているのがありますし、そういった場合に今までいろいろな問題があれば外国は外国の中で処分を受けましたし、国内の処分においては知事の許可ですからその中で受けてきたんですが、それをどのように変えるということなんでしょうか、教えてください。

○山川分科会長 御説明よろしくお願いたします。

○沿岸・遊漁室長 今回の改正後の省令の規定に関係なく、引き続き例えば北海道であれば北海道知事が北海道の海面漁業調整規則に基づきまして、北海道知事の許可船舶につきまして停泊を命ずるということは継続してできるということでございます。

○川崎委員 今言われたように、中身は何も変わらないんですよということでよろしいんですか。

○沿岸・遊漁室長 非常に技術的な修正というか、改正でございます。おっしゃるとおりです。

○川崎委員 その辺は僕らの頭ではついていけないんですけれども、一番僕らが心配しているのは、今まで北海道でやってきたことが国を通してやらなきゃいけないのか、北海道としてそのままやれるのか、その担保はきちっと今までは書かれていたんですね。それをどういうふうにして今度は表示をしてくれるのかということを引きちっとお聞きをして帰らないと、うちの同業者に説明ができないんですよ、私も。お願いたします。

○沿岸・遊漁室長 申し上げましたように、非常に技術的な修正というか、省令改正でございます。従前どおりと、実質的には守っていただくと、外国水域の操業についてですね。いろんな形でもし違反があれば、停泊処分とか、かかるんですけれども、それについ

でも従前どおりだと思っていただいて結構だと思います。

○川崎委員 わかりました。その辺は非常に高度な技術的な証言、証明の方法があるんでしょうから、私どもはそれ以上突っ込んだ話はできませんのでね。1つは北海道側といたしますか、知事側、こちらともきちんとその辺が理解し合えるような形で、この文言が進められるように、ひとつよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 他に御意見、御質問ございますでしょうか。

特に御意見ないようですけれども、諮問第246号については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第247号「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○国際課長 国際課長の國井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず諮問文を朗読させていただきます。

26水管第1671号

平成26年11月26日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第247号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、中身の御説明をさせていただきたいと思います。

資料4、1枚おめくりをいただきたいと思います。そこに説明が書いてございますが、小型捕鯨業の許可の有効期限が平成27年3月31日に満了することとなっておりますけれども、引き続き許可を継続する必要がある場合がございますので、次ページ以降の別紙で公示案を定めてございます。

27年度の許認可の公示隻数は表の下段にございます9隻となっております、前回、すなわち平成25年4月1日から平成27年3月31日までと同じ隻数としております。

続きまして、許可または起業の認可を申請すべき期間でございますけれども、答申をいただきましたら公示の手続を行いまして、3カ月間の申請期間を設けたいと考えております。告示案の2ページ目のところでございます。備考でございますけれども、この許可に係る有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間と定めたいと考えております。これは現在、捕獲ができないこととなっておりますミンク鯨の捕獲枠、これについて議論をいたします国際捕鯨委員会、IWCの年次会合が隔年開催となったことに伴うものでございます。また例年と同様に毎日の捕獲頭数の報告義務や捕獲停止などを命ずる制限又は条件をつけることがあるということにしているところでございます。

簡単ですが、以上が諮問の内容でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に御発言ないようですので、諮問第247号については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第245号、諮問第246号及び諮問第247号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

26水審第29号
平成26年11月26日

農林水産大臣 西川 公也 殿

水産政策審議会
会 長 山下 東子

平成26年11月26日に開催された水産政策審議会第68回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第245号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 諮問第246号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令案について
- 諮問第247号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

それでは、この答申書を枝元資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして審議事項に入ります。

資源管理指針の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 管理課資源管理推進室長の黒萩でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資源管理指針の改正につきまして御説明申し上げます。資料は右肩に資料5-1というふうに書いてございます、我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要、それから資料5-2、資料5-3、この3つが資源管理指針の一部改正についての説明でございますが、最初の資料5-1で説明させていただきます。

資源管理指針と申しますのは、我が国の水産資源の管理について資源状況やその資源を利用する漁業の実態等を踏まえまして、合理的かつ計画的に実施することを目的として、国等が水産資源の管理の方針、またこれを踏まえた魚種、または漁業種類ごとの具体的な管理方策等を内容として策定するものです。

現在の平成23年度に開始されました資源管理指針・資源管理計画体制の基本となるものでございます。そういった関係で、この資源管理指針を改正する場合は水産政策審議会に付議するというようにされております。

今回の改正内容は、資料5-1に記載されておりますとおり、我が国の水産資源に関する資源評価の更新、先ほど漁場資源課長のほうから御説明ありました内容に合わせて内容を改正しているものでございます。

それから、2番目としまして、漁業生産統計年報による新たな漁業種類ごとの漁獲量等を踏まえた内容、これは毎年行っているものでございます。

それから、3点目でございますけれども、これは26年、今年7月の水産政策審議会、この分科会にも既に御報告済みの資源管理のあり方検討会の取りまとめを反映した改正となります。内容につきましては、その1枚めくっていただいた変更後、変更前というふうに書いてございます横長の新旧対照表で御説明します。

まず、1ページ目でございますけれども、太平洋クロマグロにつきましてでございます。親魚資源量を10年以内に歴史的な中間値まで回復させること、未成魚の漁獲上限を2002年から2004年の平均漁獲実績の50%までとすることを踏まえまして、資源管理目標を改正する

ことを加えております。

また、大中型まき網の未成魚の漁獲条件が定められたことを踏まえまして、資源管理措置の内容も改正しております。

次に、めくっていただいて2ページ目を御覧ください。

2ページ目には、同じクロマグロでございますけれども、ひき縄、釣り、定置網といった沿岸漁業等の未成魚の漁獲上限が定められたことや、漁獲上限の確実な遵守のための漁獲モニタリングを実施することを踏まえまして、その他資源管理のために取り組む事項を改正したものです。

それから、次の3ページからはTAC対象魚種以外の重要魚種について記載しております。

4ページ目になります。次のページをおめくりください。

4ページのトラフグについて、あり方検討会で検討されましたトラフグにつきまして記載を加えております。4ページ目に書いてありますとおり、漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関、試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、資源管理措置について検討し、関係漁業者が統一的な方針のもとで資源管理に取り組むことが望ましいといった取りまとめを踏まえまして、広域魚種にトラフグを追加し、取りまとめの内容に沿って改めるというものでございます。

それから、5ページ目でございます。

これは、大中型まき網漁業のうち海外まき網漁業を除くものについてでございますけれども、これもあり方検討会で、マサバ太平洋系群について、本年秋季、大中型まき網漁業の一部漁船を対象に試験的なIQ方式に着手してデータの収集を開始するとともに、数年間の活動を通じてその効果等を実証する必要があるとの取りまとめを踏まえまして、大中型まき網漁業の資源管理措置を改正しているというものでございます。

今申し上げた内容も含めまして、字句、それから表の形式等を改正していることも、内容も含めまして、全文の新旧対照表ということで整理させていただいたのが5-2でございます。それから、それを溶け込ませた全文が資料5-3というふうになっておりますので、後ほど御参照いただければ結構かと思っております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願います。

佐矢委員。

○佐矢特別委員 佐矢ですけれども、クロマグロ資源の管理措置については厳しい水準にあるクロマグロの資源が1日でも早く回復するために必要な措置であり、我々大中型まき網としても国の方針に従ってしっかりと管理していきたいと思っております。

適切な資源管理措置とその指針は必要で、漁業者ができる限り守らないといけないもの

だと思っておりますけれども、一方、努力はしているものの、外国漁業の影響によって漁獲量が減少している海域もあります。先ほど太田漁場資源課長様から報告があった資料2-8、我が国周辺の資源評価結果にある、この表ではほとんどのシナ海の魚種が低位で推移しております。そういう関係から、資源管理が全般的なこの目標設定ではなくて、先ほど御報告のあった大韓民国との間のマアジの目標のように、外国漁業と既存するようなものもありますので、マアジだけではなくて全てのTAC魚種について中国、韓国との間にマアジ、先ほど言ったマアジと同じような目標設定を示していただけないかと思っているんですけれども、いかがなものでしょうか、これについては。

○山川分科会長 貴重な御意見ありがとうございます。これにつきましては御意見承って、今後検討していくというようなことになろうかと思っておりますけれども。

○佐矢特別委員 先ほど言ったように、マアジは日本がとるから韓国の方は釣りしませんというような形、どうしてもマアジのように韓国が多くとっているのも、それはしていませんというような形があるので、やっぱりTACの魚種だけでもいいから、同じような目標値を示していただければと強く思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○山川分科会長 事務局、よろしく願いいたします。

○管理課長 目標の数値、設定できたらいいなと思うんですけれども、問題はやはり相手国にデータがあるかないか、特にTAC設定の期間に応じた形でデータが提供できるかどうかということにかかってこようかと思っております。その点を踏まえて今回はできることからということで、外国漁船からの十分なデータが得られたマアジにつきまして、TACの算出方法を一部改良させていただいたところがございます。その他の魚種につきましても、韓国、中国、台湾等の関係国から、必要なデータを提供いただける環境を整えば、順次検討していきたいと思っております。

漁獲統計は、通常1月から12月にかけてとるのが普通だと思いますが、TAC魚種は管理期間が一樣ではないため、月別データが必要になります。国によってそのようなデータが用意できないという問題がどうしても出てこようかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○山川分科会長 可能なものからということで、そういった問題意識は共有しているというようなことで順次進めていくと、そういったことで御理解いただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

では、他に御意見。

高橋委員。

○高橋特別委員 資料の5-3の6ページをちょっと見ていただけますか。(3)の資源管理措置の中のスケトウダラの日本海北部系群の中で、いわゆる操業日数を削減して、操業日数の上限設定、いわゆる強度資源管理を実施する必要がある、というふうに記載をされています。資源的に枯渇をしているというのか、かなり危険な状況にあるんだと、こういうことなんだと思っておりますけれども、その下のほうに具体的な資源管理の措置については、

漁業種類別資源管理の内容に従うということを書いてあるんですが、具体的にどのようなことを言われているのか、教えていただければというように思います。

○山川分科会長 これはどなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 25ページから沖合底びき網漁業という項目がありますが、その(2)に資源管理措置、26ページ以降に書いてございます内容が管理措置でございまして、日本海は28ページから具体的な措置を記載してあるところでございます。

例えば、操業隻日数上限の設定であるとか、漁獲量上限の設定であるといった事項が具体的に組み立てられる内容になります。

また、来年度漁期に向けて、TACイコールABCとするということもございまして、さらなる取り組みが行われることになっていくと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。28ページにいろいろと書いてございますけれども、高橋委員。

○高橋特別委員 内容的にはここに書いてある、ということなんですけれども、具体的にこれで操業が本当に可能なのかなど、救済措置を考えているのか、それともこの制度のままでもやるのか、商売にならないような操業ということは私はあり得ないと思うんですが、この辺はどのような形で何らかの措置を考えておられるのか、もしあるのであれば教えてほしいなというふうに思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 来年度の予算要求でもスケトウダラの対策については、概算要求しておるところでございますし、現在の予算でいえば収入安定対策の強度型を活用していただくということになろうかと思えます。

○高橋特別委員 わかりました。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特にございませでしたら、資源管理指針の一部改正については原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告を希望する事項が3件あります。まず、1つ目の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、事務局から御報告よろしくお願いたします。

○企画課長 企画課長の菅家と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料6をお願いいたします。

これにつきましては、漁業法第64条の規定に基づきまして御報告をさせていただくものでございます。

1ページ目をお開きください。

ここにおきましては、平成25年10月1日及び平成26年10月1日時点におきます指定漁業

11種類の許認可の隻数について記載をしてございます。合計で1,632隻から1,530隻と102隻が減少しているところでございます。この主な内訳といたしましては自主廃業、それから起業の認可の失効等ということになっております。

2ページ目から4ページ目につきましては、各漁業種類、トン数階層別に許認可隻数を整理しております。

5ページでございますが、平成24年及び平成25年の漁業種類ごとの漁獲量を整理したものでございまして、指定漁業による漁獲量の合計は前年と比較して11万9,000トンの減少となっているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御報告につきまして、御質問等ありましたら、よろしく願います。

よろしいでしょうか。

では、なければ次の報告事項に移りたいと思います。

「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から報告をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7でございます。第1種特定海洋生物資源の採捕数量ということで、定期的に報告させていただいているものでございます。すなわちTAC魚種の採捕数量でございますけれども、TAC魚種ごとに設定された漁獲可能量と採捕数量について、6月30日までに採捕した数量を掲載しております。黄色くマーキングしておりますサンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニにつきましては、25年7月1日から26年6月末日までの漁期の終了に伴う採捕数量であります。その他の魚種につきましては、それぞれの魚種における26年漁期中の採捕数量となっております。

1ページおめぐりいただいて、2ページ目はその内訳としまして大臣管理分、それから都道府県知事管理分の実績、それから3ページ目につきましては各都道府県の漁獲実績を載せております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御意見等ありましたら、よろしく願います。

野村委員。

○野村特別委員 1つ伺いますけれども、サバが非常に多かったものが、だんだん鹿児島のところにもとれなくなったということで、非常に漁業者の方が暫定水域での虎網が原因じゃないかという話があるんですが、そこら辺の関係というのは把握していないんでしょうか、お伺いします。

○山川分科会長 何か情報ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 虎網の全貌というのは確実にはわかっていないんですけれども、少なくとも200隻以上はいるということでございまして、虎網の漁法の特徴は光に集まって表層に浮いたものをかけ回して引き上げる、沿岸でいう、ごち網の浮きごち網に似た漁法

です。サバは光に集まったときに表層に浮き上がるので、サバは非常にとれるようですが、アジはそれほどはとれないようです。漁獲量はどれくらいあるかとか、そのあたりは明確にはなっておりませんが、やはり影響ないことはないと思います。それ以上の情報はちょっとわかりかねますけれども。

○野村特別委員 テレビなんかで見れば、人工衛星で真っ直ぐ一列並んで暫定水域でやっているというのは見えているもので、そこら辺やっぱり相当な影響あるというふうに自分たちも捉えているし、そこら辺、交渉というのは何もできないものだろうかと思って、こういったことを伺っています。

○資源管理推進室長 資源管理部長も指導監督室長も先ほど退席してしまいましたので、私は3月まで指導監督室長をやっておりました関係で、状況のある程度把握しておりますので。

日中の漁業交渉の中では、虎網の漁獲圧というのは非常に問題だという問題提起は常にしております。実態把握につきましても、両国の漁業取締りの実務担当者間で情報交換をしたりということはやっております。

中国政府は虎網の新規建造は禁止したとか、ある一定の歯どめをかけるために対応しているというようなことは、その会議の間でも中国側から公式の説明は受けています。ただ、その実効が確実に上がっているかということにつきましては確認はとれていないというような現状でございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、なければ最後の報告事項に移りたいと思います。

「漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長でございます。

資料8を御覧ください。

漁業構造改革総合対策事業、通称もうかる漁業ということで、そのほうが御存じの方が多いたと思いますが、その進捗状況についての御報告でございます。

本事業につきましては、昨年の資源管理分科会におきましても御報告をいたしております。平成19年度の予算化以降、各地域の漁業者を中心に操業形態や流通販売の改革の実証事業を行っております。これまでに99件の改革計画が認定されており、現在43件が実証操業を行っているところでございます。

資料をめくっていただきまして、3ページを御覧ください。

漁船漁業の震災復興対策に関する予算といたしまして、本事業の仕組みを活用しまして、がんばる漁業復興支援事業というものも実施してございます。がんばる漁業につきましては復興を目的とした事業ですが、震災後の環境にも対応した、より収益性の高い操業体制への転換を目指すものでございまして、これらを併せまして漁船漁業の構造改革を推進しているところでございます。

次のページを御覧ください。

大中型まき網漁業の合理化に向けた取り組みの進捗状況について御報告をいたします。この取組におきましては、従来1船団4隻から6隻の体制で操業していたところを、運搬船や探索船を削減いたしまして、これらの機能を有する網船や運搬船兼探索船を導入することにより、漁船導入費用の圧縮や燃油代や修繕費等のランニングコストを削減する一方で、ILO基準に準拠した居住環境や安全性の向上を図るものでございます。各地で実証事業が進行中でございます。

次の5ページでございます。

個別の取り組みの報告になります。平成24年度から北部太平洋海区におきまして、北部太平洋海区を中心に実証操業を実施している第1寿和丸・北勝丸による取り組み状況でございます。第1寿和丸と北勝丸につきましては、福島県いわき市小名浜地区を根拠地といたしまして、5月から9月はカツオ、マグロを対象とした操業、その他の時期はサバ、イワシ等を対象とした操業を行っております。

上の表にございますように、今回の実証事業におきましては、従来型の135トンの2ヶ統の船団の網船をそれぞれ300トン型と250トン型にするとともに、運搬船2隻及び探索船2隻を削減いたしまして、全体といたしましては2船団8隻体制から2船団4隻体制に転換を図っております。

下の表は第1寿和丸・北勝丸の漁獲量を同海区で同様の操業を行う他の船団と比較したものです。実証事業開始前におきましては、他の船団と比較した漁獲量は平均で78%でございましたけれども、実証開始後は平均60%ということで漁獲量は減少しております。なお、平成23年度におきましては、東日本大震災における被災により操業が停止される等の影響を受けておりますので、平均からは除いているということでございます。

次に、6ページでございます。

これも北部太平洋海区で実証事業を実施している第8共徳丸船団による取り組み状況でございます。第8共徳丸船団は福島県いわき市小名浜を根拠地といたしまして、サバ、イワシ等を対象とした操業を行っております。

上の表にありますように、今回の実証事業におきましては、従来型の80トンの網船を199トンの網船にするとともに、84トンの探索船を削減して、4隻体制から3隻体制へと縮減をしております。

その結果、下の表を御覧いただきますと、漁獲量は左側の実証事業開始前は従来型80トン船と比べて113%でございましたけれども、右側の実証事業開始後は同様に110%となっておりまして、漁獲能力は従前と同レベルの範囲内におさまっているというふうに考えてございます。

次に、7ページでございます。

北部太平洋海区で実証事業を実施している第78石田丸船団による取り組み状況でございます。茨城県の波崎地区を根拠地といたしまして、サバ、イワシ等を対象とした操業を行

っており、上の表にございますように、従来型船団の80トンの網船を199トンの網船に代船するとともに、81トンの探索船を削減して、4隻体制から3隻体制としてございます。

比較は下の表のとおりでございまして、この船団は他の船団と比べましてイワシ類を対象とした操業が多うございまして、漁獲量も非常に大きくなる傾向にございます。しかしながら、漁獲量は左側の実証事業開始前は従来船と比べまして199%ということでございますけれども、実証事業開始後は167%となつてございまして、漁獲能力が下がっているというふうに考えてございます。

以上の3船団につきましては、いずれもさきの東日本大震災で網船等の船舶を失いまして、がんばる漁業復興支援事業により復旧を図つたものでございます。3年間の実証事業の結果、構造改革の取り組み前と比べまして、漁獲量が増大しないことが実証されていると考えておりまして、平成24年指定漁業の許可等の一斉更新についての処理方針に沿って策定されました平成24年7月27日付の大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の規定に基づきまして、試験操業終了の終期に合わせて、現在試験操業の許可ですけれども、本許可へという形で行っていく方針でございます。

他方、以前より御説明しておりますとおり、今後ともこのような構造改革の取り組みにつきましては透明性のある形で進めまして、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していく方針でございます。

また、海区によりまして操業実態が異なっていること、この構造改革事業の認知度にも随分ばらつきがあるのが現状でございますので、ある海区での実証結果を他の海区に機械的にといいますか自動的に適用するというようなことはせず、あくまでも海区ごとに検討を行っていくという考えでございます。

なお、このような構造改革の取り組みにつきましては、関係者の方々の御理解と御協力が必要となります。水産庁といたしましても、今後とも円滑な事業の実施が可能となるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

安部委員。

○安部特別委員 今説明してもらったこの漁船構造改革プロジェクトで漁船漁業の、このプロジェクトの進捗の説明があつたんですけども、これは漁船漁業の維持振興だと思うんですけども、それで一方で先ほど、戻りますけれども、資料6にいわゆる指定漁業の許可及び起業の認可の状況についてという一覧表があるわけですけども、全ての漁業において隻数が減っているんですね。資料6の1ページ、2ページ、ずっとそうなんですけれども、全ての漁業において漁船の数が減少していると、歯どめがかかっていないということは、これどういうふうに捉えればいいのか。やっぱり漁業のいわゆる衰退の一つのデ

一タじゃないかと思うんですけれども、それとこの漁船構造改革、いつまで続いて日本の漁業、とりわけ漁船漁業をどのように今後やっていかれるかということをお答えいただける範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

○山川分科会長 事務局から御説明お願いいたします。

○沿岸・遊漁室長 非常に話が大きゅうございまして、評価といたしましては、安部委員がおっしゃるように全般的に漁業そのものの元気がやっばりなくなってきたという認識のもとにこの事業を展開してございますので、その中でも、ですから下げどまりと言ったら変ですけども、もうちょっと元気がなくなるところを、この事業によりまして少しは元気が出るように支援をさせていただいているというふうに考えてございます。

あと、事業そのものにつきましては現在、政府予算案におきまして、できるだけ継続できるようにという形で要求をさせていただいておりますので、もし可能であれば委員の皆様方にもできるだけいろんな形で御支援をいただいて、この事業をうまく継続するなり活用していただきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 今の委員の関連した発言に捉まえて同じような意見です。当然このもうかる事業、我々業者にとってはありがたい事業だということは思っております。という中で、平成19年の一斉更新のときは、許可が2,000隻ぐらいあったと思うんですよね。それから5年して400隻ぐらい減り、またそれから100隻減るということで、全く今、安部委員が言われたことは我々危惧している中ですけども、そういう中で国としても今やる気のある利用者については支援するというようなざっくりとした考えを持っておられるようだけれども、やりたくてもやれない、船がなかったらやれない。船が更新ができないと、なければもうやめざるを得ないというのが自主廃業だということ、なかなかそこに歯どめがかからんのは事実だと思うし、ある程度の中規模、大規模の水産会社のところはやるでしょう、いろんな資金的なことで回って。しかし、中小の個人業者というのはどうしても事業に乗ってもなかなか返済計画が難しいということはそこにある。どうしてもある程度の資金の調達が必要だということ、なければ健全な経営はやれないということを見据えるならば、幾ら事業に乗ってもやりづらい。そうすると、なかなか代船建造は進まない。しかし、中古船でもいいけれども、やりたいと思ってもその代船がないという事態がどんどん進むと思うわけですが、こういうふうにどんどん減退していく中、水産庁はどれぐらいまでこの指定漁業の隻数が減っていくだろうなという、本当に悪い憂慮するところって、ビジョニク的なことを持っておられるんですか。そこらをお伺いしたいと思います。いかがですか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○沿岸・遊漁室長 非常に難しい質問でございまして、どうなるかという話はさすがに絶対値でお示しするのは難しいと思います。

ただ、ちょっと御認識をいただきたいのは、この指定漁業の許認可の隻数につきましては、例えば大中型まき網漁業におきましては、前回その許可の枚数を操業海区を併せ持つ船につきましては1枚の許可にするとかということ減らしているという部分がございますし、あと、例えば遠洋底びき網漁業につきましては1年許可ということで、実質その認可が多かったという実情がございますけれども、そういう認可も減らしてきたという形で、許可制度の適正な運用によりまして許可枚数が減っているという部分もございますので、そういったものも加味して御認識をいただければというふうに思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

他に御意見。長屋委員。

○長屋委員 今、安部委員、それから川越委員からも意見がありましたが、指定漁業についての全体的な獲る力というものをしっかり国としてどういうふうに考えていくのかということ、それをそろそろ考えていかなければいけない時代になっているんだというふうに思います。

あわせて、この大臣許可だけでなく、これは知事許可であるとか、沿岸の船についても同じように、もしかしたらもっとこれよりも大きな減少が続いていると思います。こういう中で、国としてしっかりと水産食料を供給していくということについて、今のもうかる漁業の中で実証事業でやってくるということについてはそろそろ限界が来ているんだというふうに思います。全体的な構造をどういうふうに持っていくのか、そういう構造にどう改革していくのか、こういうことについては実証事業では無理です。指定漁業の場合は隻数がそんなに多くないということもあるかと思いますが、沿岸版の今もうかる漁業もつくっていただいているわけですが、これを全て新しい新規の知恵を全部のものに出していかなければいけないということは、これはどう考えても無理な話でございます。

実証事業の枠を超えて、日本の漁業全体の構造を国としてどういうふうに作っていくのかということについて、そろそろ考え方を出示していただかないと、さらなる自然淘汰が続いていくということになる訳で、食料生産を担っていくという意味からも、そろそろ限界に来ているんだということの危機感を共有しながら、検討を前に進めていただければというふうに思います。要望でございます。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

高橋委員。

○高橋特別委員 同じような意見なんですけれども、資源管理の話はさまざまな会議の中でさまざまな話が出て、資源管理の強化の話がこのような会議の恐らく6割、7割くらいを占めるような状況だと思います。反面、安定的な水産食料の供給の話がなおざりにされている、こんな何か感じがします。これだけ広い、世界で6位ぐらいの広大なEEZを持っているはずですよ。そういう海域を利用しながら、一部の沿岸、若干の沖合の資源評価ばかりで、沖合以遠の捕獲の話も全く出てこないような状況の中で、これから先この水

産行政というのはどうしていくんだらう。資源のない国、しかし本来これだけの広い海域を持っているわけですから、ある意味で言ったらかなり豊富な資源を持っているわけですね。これを有効活用するようなやっぱり水産政策というのが絶対に必要なんだと私は思っています。沿岸は沿岸の役目もあるだろうし、それから沖合は沖合の役目もあるだろうし、そういうものがうまくミックスして、ここで生産されるものを有効利用できるような漁業というものをきちんと構築していく、そういうような、あり方検討会でも資源管理ばかりのあり方検討会ではなくて、やはり発展的なあり方検討会というものも私は逆に必要なのではないかなというように思っています。意見として申し上げておきます。

○山川分科会長 貴重な御意見ありがとうございました。資源を有効利用していくために日本の漁業全体の構造をどういうふうに持っていくのかという、そこの非常に大事な問題だろうというふうに思います。

他に御意見、御質問ありますでしょうか。

千葉委員。

○千葉特別委員 TACなんですけれども、指定7魚種、これはずっと指定7魚種、私の記憶の中では指定7魚種なんですけれども、TACに必要なのは、やはり数量的な把握ができるということがまず前提だと思うんですね。ですから、その正確な数量の把握ができることによってTACの有効性も出てくると思うんですけれども、指定7魚種以外にも重要な魚種というのはいっぱいあるわけで、それを指定魚種を増やしていくことについては、やっぱり数量の情報等の収集ができないということになっていないと思うんですけれども、その辺やはり今のお話とも関連するんですけれども、資源のいわゆる把握するためにも、こまめ情報収集、数量の把握というのが必要になってくると思うんですね。はっきり言って小さい漁港から、それから釣り人も含めて、いろんな人がいろんなものをとっている。それを全て把握するのは不可能にしても、ある程度重要な魚種というものについてはっきりした数量、どこでどのぐらい、いつ獲れているのかということを確認なデータをこれから集めていくことが最も大事な資源管理のもとデータを作る重要なものになると思いますので、指定魚種を増やす意味からも、そういった努力のための努力をしていただきたいと思います。

○山川分科会長 これは御意見として承ったということでしょうか。

野村委員。

○野村特別委員 私は今、皆さん方発言を聞いていてちょっとわからないところがあるんですけれども、何でそれぞれ指定漁業とかが減ってくるか、地元の漁業者というのは何でこんなに減ってくるのかと、規制漁業の評価が、その操業形態が違って来るのかと。これは漁船漁業はみんな今、だんだん鹿児島県にしても毎年100隻以上減ってきている漁業者が、じゃ、どういうことかという、今一生懸命議論しています。資源が少なくなったから、その回復が待たれるということも1つ要因であるし、また価格が、魚価が形成されない、おまけに燃油が高くなる、そういう全部のもので収支が合わないからやめていくんだ

と私は思っていますけれども、それより何か他に原因があるのでしょうか。あれば教えていただきたいと思っています。収支が合わないから減るんでしょう。

○山川分科会長 長谷増殖推進部長、よろしくお願いします。

○増殖推進部長 隻数の変化については総体的にいうと、総論で言えば野村委員の言われるとおりで、資源だけが要因でということでは一切ないので、あくまで経営ということにありますから、基盤になるのは資源でしょうけれども、魚価の要因があり、また燃油を始めとしたコストと、そのトータルでの経営で、またその船をつくるとなれば30年、それで経営が成り立つという見通しがあって初めて船もつくられるわけですから、そういうことの結果として隻数の減ということに今まではなっているということだと思えますし、また個別で見れば漁業種類ごとで相当傾向が違うということもあります。

いろんな大きな問題があって、大変な課題だと思いますけれども、最後に今いろんな意見出されましたけれども、そういったことにつきましては、そういう意味では水産基本計画というのが5年に一遍、水産施策の総点検ということで、またいずれ5年に一遍ちょっとですからありますので、そういう中で、これまでも5年に一遍そういう総点検してきているけれども、こういうことだということであるんですけれども、また今の最新の情報を踏まえて情勢認識、長屋委員からもありましたけれども、そういうことを踏まえて今後の見通しを立てつつ、どう施策を打っていくのかという議論をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 野村委員。

○野村特別委員 私は養殖もそうですけれども、やはり価格の安定というのが一番ですね。ばらつきがあるから、こうして皆さんが目標を立てづらい、経営の指針を立てづらいと。やはり価格の設定というのはこれだけは守ってやりたいよねというような数字というのを、やはり何とかそれを受けるような施策というのがあれば、もうちょっと違ったところができるんじゃないかと思っていますので、そこら辺、またよろしくお願いします。

○山川分科会長 どうも貴重な御意見、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

本間委員。

○本間特別委員 北海道機船連の本間です。ちょっとスルメイカのTACのことなんですけれども、今この場所でもいいですかね。今、他の方も手が挙がっていたので、話の腰を折るようだったら後でも構わないです。

○山川分科会長 すみません、今、漁業構造改革総合対策事業の報告の件ということでお願いしてまして、次、その他に入りますので、その他のところでまたもう一度よろしくお願いいたします。

○鈴木（徳）委員 私もその他でいいです。

○山川分科会長 よろしいですか。

では、漁業構造改革総合対策事業の件につきましてですけれども、御意見、御質問等ご

ございます方、よろしく願いいたします。

では、報告事項につきましては以上ということにさせていただいて、その他に移りたいと思います。

では、まず本間委員、よろしく願いいたします。

○本間特別委員 改めまして、よろしく願いいたします。

ちょっとお聞きしたいんですが、スルメイカのABC、資源評価、期中で増えたということなんですよ。これは当初からこの数字だったら、TACの設定ってどういう数字になるのかなとふと考えたんですよ。消化率がまだ三十何%だからふやす必要は今はないということなんですよ、当初から今再評価した数字だったらどういう数字になったのかなというふうに、大体もっと大きい数字になると思うんです。

というのは、今までスケトウにしても何にしてもABCイコールTACだよと、TACがABCよりも上回っている時代にはずっと言われてきていて、いざこういうふうになってみてABCのが数字的に大きいわけですよ。というところで、スケトウダラは今ぼんとこの会議の中でABCが大きくなったので増えましたということで決まりました。だけど、スルメイカは消化率がまだそこまでいっていないので今は考えていませんというお話だと、我々は現場に帰ったときに、これはみんなに納得させられないですよ。どういうふうにこれは解釈したらいいのかと思って、今ずっとこの会議中考えていました。

○山川分科会長 管理課長、よろしく願いいたします。

○管理課長 繰り返しになりますけれども、ABCイコールTACではなくて、基本はABCの範囲内でTACを定めるということになってございますので、逆にABCのほうがTACより大きいではないかということは、資源にとってはよいことだという話になると思います。それがまず基本でございます。

それと、先ほど、たればの話にはなるのかもしれませんが、当初からスルメイカに関して更新されたデータがもとからあったならばということであるならば、ABCが大きいわけですから、それに準じた形でTACはやはり膨らんでいくんだろうと思います。しかしながら、現実として当初に示されたABCはあのような数値だったわけで、当初のTACはそれをもとに決められたわけなんですけれども、その当初TACの枠の中での消化率そのものがまだ小さいということも事実かと思います。そこを踏まえて現段階ではTACの期中改定ということは考えておりませんというお応えになります。おっしゃりたいのは、恐らく団体内での調整の話になるんじゃないかと思います。TACに関しては、国は大臣管理漁業を扱っていらっしゃる団体と都道府県に配分をいたしますが、その配分後の調整についてはそれぞれの団体、あるいは都道府県の中の裁量に任されているということになってございます。これはあえて国は口出しせずそれぞれの団体、もしくは都道府県の中で分けてください、それぞれの事情がおありでしょうからということ踏まえてそういうことにしてあるわけでございますので、その制度をむしろ活用いただければと思うところです。

○本間特別委員 聞く身としては、今おっしゃったこともわかるんです。ただ、この会議で私の前任者も何回も言っていると思うんですが、隣であかんと言いつつ、とてつもない数量が上がるわけですよ。私らのところはTACの数字があるものですから、そこで数量調整だ、ちょっと休むかというようなことが実際同じ海域の隣同士の海で起きているから、ちょっとこれはどうなのかなという部分と、これも前任者がずっと言っていたと思いますが、1年魚なんですから、もうTACの業種になっていること自体おかしいんじゃないかと、こういう話まで出てくるんですよ。ただ、水産庁のほうでおっしゃることは私も理解しているつもりですので、たまたま今この中でこれだけの数字が最初から出たらTACってどれくらいだったんだろうなということがふと頭に浮かんだものだから、ちょっと聞いてみました。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、続きましてその他、2番目ということで、鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木（徳）委員 資源の問題で今、いろいろお話が出ていました。外国の問題とか、虎網は初め出ていましたし、それから我々、TACを規制することによって経営の問題も出ていました。その中で先ほちょっと小型捕鯨の話も出たんですけれども、捕鯨の問題なんですけど、日本は非常に捕鯨の会議で外国からやり玉に上げられているわけですが、1つの強力な魚がいると、これは陸上でも同じなんですけれども、可愛い動物だからといってコアラをオーストラリアで島へ放したらば、その島が全滅になっちゃったと。いろんなところでシカの問題だとか、今日本でイノシシの問題があるんですけれども、クジラがこの食べる量は全世界の船のとる量の何層倍だとも、私は実質的な数字はわからないけれども聞いております。実質的に日本の我々がとっているサバ、イワシ、イカなどもクジラの腹からいっぱい出てくるわけでございます。当然のことながら、捕鯨の会議に行きましては、哺乳類で可愛いとかなんとか、だからとってだめだとか、減らしてだめだとかということで、捕鯨というか、クジラの生息、クジラをふやすことだけが大きく取り上げられて、それでクジラをとるのは何だかわいそうなことをしているみたいに一般の世論も取り上げております。

そこで、水産庁ではもちろんその会議では、会議の内容までは細かく知りませんが、クジラがこれだけ生かしておくと、これだけ小魚が小さいものはオキアミみたいなものから大きいものはクジラからサバ、イワシからカツオとかというものまで食べられてしまうというような数量のことは当然研究しておられるし、そういう会議で大っぴらに、だからクジラを獲らなきゃだめなんだということを言っていると思うんですけれども、我々テレビだ何かで見る限りにはそういう話が一つも伝わってこないんです。それで、私の友達もクジラはとったらかわいそうだからねとかしか言わないで、それで世界では3分の1の人類が飢餓状態に陥っているということで、日本のサバだ何かもアフリカあたり、中近等、インド、中国と輸出して、世界の食糧事情のためには役に立っていると思うんですが、その辺のクジラが食べてしまうということに対して、どのようにそういう会議で強く訴え

ているのか、あるいはもっと日本の国内でも、国内を初め、身内からということではありますが、国内でももっと会議のときに、ただ保護団体の面白おかしく、ああいう映像だけじゃなくて、これだけ本当はみんなが食べるべき、人類が食べるべき魚が食べられちゃうんだよということをアピールしたほうがいいと思うんですが、その辺のことをよろしく願いたいと思います。

○山川分科会長 クジラの件につきまして、よろしく願いたいと思います。

○国際課長 国際課長でございます。

確かに御指摘いただいたとおり、捕鯨問題についてIWC等の場で、もろもろ我が国としては主張を行っているわけでございます。

今お話のありました、いわゆる漁業との競合ですね。クジラが漁業の対象になっているような魚もかなり捕食しているということは事実でございまして、それはまさに北西太平洋で我々は春と、それから秋に沿岸捕鯨の調査捕鯨をやっておりますけれども、その北西太平洋の主たるテーマが漁業との競合ということをテーマに掲げてやっておりますので、まさに私も秋に釧路に見に行きましたけれども、調査捕鯨で獲られたミンククジラの腹を割いてみるとスケトウダラやイワシとかいっぱい詰まっているというようなことも事実でございまして。

そういったデータは調査捕鯨のデータとしてしっかり整えて、IWCの科学委員会等にはしっかり報告もさせていただいていますし、また近々そのレビューも行われることになっております。

ただ、残念ながら委員がおっしゃったとおり、IWCの科学委員会ではそういう科学的な議論が行われるんですけども、本委員会、先般も9月にありましたけれども、そちらでは御承知のとおり、捕鯨については環境問題云々でとにかく反対だという論調が大多数であると言われております。ただこれは誤解がありまして、補足すれば、IWC加盟国の勢力図は39対49ですので、完全に日本だけが孤立しているわけではない、我々の仲間も39カ国あると、そういった中で論戦はしているわけでございます。

実際、漁業との競合問題についても、単にIWCの科学委員会に報告しているだけでなく、水産庁の作成している一般用のパンフレットですとかホームページにも記載したりして、PRはしています。ただ、最近どちらかというと国内のマスコミも捕鯨について否定的な論調が多くなってきていますので、クジラの漁業との競合の問題等についても、これまで以上にしっかり我々としては国内外にアピールしていかなければいけないと思っております。それは庁内でも今後、一生懸命検討していきたいと思っております。

○鈴木（徳）委員 クジラそのものも重要な食料になると思いますが、それに食べられるものが相当多くて、そして捕鯨に反対している国々の中には、その国内状態が飢餓状態になっているような国も相当いるというようなことで、それはいろんな違う方面の援助を受けたり、それからいろんなことで捕鯨に反対するんでしょうけれども、そういうことを強く訴えて、人類の食料の確保のために、ぜひ適正な、絶滅させろとは言いませんけれども、

適正なやつを残して、あとはクジラを獲ってもらわなければならないと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

他に、その他ですけれども、委員の方から。

三木委員。

○三木委員 ここは資源管理分科会ではありますけれども、もう少し漁業者数とか漁業構造のデータがあるとわかりやすいなというふうに思っております。主にここで議論するのはTACについてで、今回の指定漁業の数とか出ましたし、資源管理策を考えるにあたり、漁業経営とか陸上産業に配慮する方針が出ておるかとは思いますが、今新しい漁業センサデータを速報で出たやつを見てもかなり減っています。それはある意味、資源にとってはプラス要因とも読めないこともないんですけれども、でも、減り過ぎたら日本漁業そのものが根底から覆されるようなことにもなりかねません。日本漁業の特徴というのは、多数の漁業者が資源管理を行っているということであり、かつ、他の国々との関係もありながらやっているということだと思いますので、人と資源の見合いの中で資源管理がどういう状況にあるのかというのを示すためにも、資源のデータだけではなくて、人の部分のデータももう少しお示しいただくと、全体像が見やすいのかなというふうに思っております。

○山川分科会長 随時そういったデータも御提供いただきながら御説明いただくということで、よろしいですか。

他に、その他ございますでしょうか。

○長元特別委員 ブリの資源のことについてお伺いしたいんですけれども、今年も北海道あたりもかなりとれていると思うんですけれども、ブリの資源については横ばいか右肩上がりということなんですけれども、我々にとってもブリについてはエサ不足で大変困っているんですけれども、恐らく2009年にはブリが3万トン獲れていなかったんですよ。ですから、今は恐らく10万トン近くブリは漁獲されると思うんですけれども、天然ブリがですね。この中で相当やはりイワシ、あるいはまたサバ等を餌として食べていると思うんですよ。他の魚をブリの餌といて食べていると思うんですけれども、そこら辺のところをどのように考えておられるのか。ただ、多分、恐らくそういうブリが増えたということは、他の魚にも相当影響していると思うんですけれども、その辺のところはどう考えておられるかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○山川分科会長 ブリについてですけれども、漁場資源課長、よろしく願いします。

○漁場資源課長 漁場資源課長でございます。

この資源の水産資源の状況を話すときに時々言うんですけれども、全ての魚を高位にはできませんよという話なんですよね。どれかが増えるとどれかが減りますと。当然、自然界の中で、生態系の中で餌は競合していますので、イワシが増えれば他のやつが増えないと、イワシが減れば他のやつが増えるみたいな話があって、ブリが最近非常に資源が増え

ているということで、当然、結構大型の魚ですから小さい魚をたくさん食べているんだと思うんですけども、なかなかその、1つは生態系の中で捕食関係というのが非常に複雑になっていますので、それを解明するのはそんなに簡単ではないという話と、あと、わかったとしても、それをどういうふうに、どこをどういうふうにバランスをとるのかというのは、これはもう科学の問題というよりも政治的な問題になりますので、私の立場としてはそういうことの解明はできる限り進めていきたいと思っておりますけれども、その後どうするかというのはまた全く別の問題だというふうに御理解いただければと思います。

○長元特別委員 それと今、天然ブリの相場が、ここにデータがあるんですけども、2014年10月までで平均の218円なんですよね。ですから我々、私のところもブリの養殖が盛んなんですけども、218円という中で、ブリの相場が大体八百四、五十円しているんですけども、養殖ブリはですね。そうした中で消費者も、かなり養殖ブリと天然ブリの差というのは消費者もわかってきて、それぞれ消費もあるんですけども、やはり天然ブリが上がれば我々養殖業者も影響することは目に見えているんですよ。ですから、やはり今国のほうも輸出促進に向けて大変頑張ってもらっていて、我々のところも5年後には50万ものブリを海外に輸出しようということで取り組んでいるんですけども、そういうことで、やはり日本の人口はどんどん減ってくる、もちろん減ってくることで消費も減ってくるということで、私はもう海外輸出しかないと思うんですよ。

ですから、今後はやはり日本のそういう水産業も含めて、とにかく海外に目を向けて、そしてまた過去に自動車産業とか電気産業が外需産業として伸びてきたように、金額的には小さいですけども、やはり第一次産業も外需産業としてやはり伸びていかなければ、私は今後日本の産業はあり得ないということで思っております。そういうことで、どうかひとつ御協力いただきたいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございます。

では、他にございますでしょうか、その他ということで。よろしいですか。

では、事務局のほうからその他、よろしく願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども年明け、来年の2月下旬をめどに開催させていただきたいと考えておるところでございます。ただし、何か緊急な必要が生じまして、それ以前に開催するということになる場合には、できるだけ早急に御連絡させていただきたいと思っております。

いずれにしても、日程につきましては後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御議論くださりまして、どうもありがとうございました。